

「正義の原理」と福祉国家

— 阪神淡路大震災を起点として —

高橋 知見

はじめに

阪神淡路大震災を契機に浮き彫りになった貧困の問題を考察するために、福祉国家論研究に影響を与えた1人であるロールズを取り上げ、ロールズの理論理解のために重要である用語を整理し、その上で福祉国家の在り方について検討することが考察の目的である。

震災では多くの方が亡くなったが生活を立て直した者もいた。反面、仮設住宅で生活する住民は生活の基盤を失い、その住宅内で孤独死、自暴自棄に陥り酒に酔って交通事故死、自殺という最期を迎えた者もいた。

震災後浮き彫りになった人々の存在と彼らを飲み込む負のサイクルを知り貧困問題に関心をもち、その原因、社会システムとの関係、そこに解決策はあるか、という疑問を解くための文献検索を行う中で「福祉国家論」に辿りついた。資本主義社会において国家が国民の生活を保障する福祉国家。その多様性と柔軟性、曖昧さとそれ故の可能性に魅力を感じたことが、考察の直接の理由である。

第1章 福祉国家論の動向とロールズ

20世紀末から今世紀初期にかけては、世界情勢は激変の時代を迎えている。その流れの速さにはめまぐるしいものがあり、その結果として社会福祉が受けた影響は計り知れないものがある。特に、東西冷戦の終焉とともに急速に進行したグローバル化の流れは、世界の社会経済体制を大きく変化させ、また、同時に政治、社会、環境、文化、情報、思想などの面でそのあり方を変容させることになった。

こうした動向と並行して東西・南北の諸国では従来の体制側における重圧から解放され、自由に主体性を発揮する機会が与えられ、宗教、民族、伝統、文化などの多様化・個性化が促進される一方で、民族、宗教、文化等の対立、拮抗を招来させ、世界各地における民族紛争や宗教的対立などの現象をもたらすことになっている。

これらの世界的動向とともに、1970年代以降それまでの福祉国家体制がもたらす、さまざまなデメリットに対する批判とともに抵抗勢力の台頭も看過することができない。特に、新保守主義の登場は伝統的な福祉国家批判として大きな波紋をもたらす結果となった。

とりわけ福祉国家の元祖ともいわれてきたイギリスをはじめ福祉国家の施策を指向する国々においては、経済の低迷や国家財政の窮迫などを契機に、この考え方が施策の改革、変更、削減などの側面において萎縮傾向を示す国々も少なくない。

一般に新保守主義ないし新自由主義は福祉に関しては、自助努力の強調、民営化

の推進など、小さい政府を指向し、社会福祉施策予算の削減、就労機会を拡張することによる自立生活指向の促進など、国民の生活における自己責任を重視する方策に方向転換する傾向が顕著にみえ始める結果となった。

さて、1970年代後半以降のいわゆる「福祉国家の危機」といわれる現象が露呈すると、ケインズ主義的合意の前提が失われるに伴い、理論的にも社会政策学のパラダイム、すなわち、経済社会体制をゆるぎない前提のものとして、資源の割り当ての技術に集中するというあり方の有効性も疑問視されるようになると、規範的な議論が活発化することになった。これらの動向は、日本においても類似の傾向を示した。

しかし、福祉国家の規範理論が活発に展開されたとは言いがたい。そのような中、先駆的な試みとしては、塩野谷祐一は、ロールズの議論に依拠しながら社会保障などについて規範的な議論を行おうとしている。塩野谷の「道徳原理」の説明は、「社会保障を含む現実の民主主義社会の公共的文化の中に宿っている観念を理論化したもの」であり、「制度を前向きに組織化する原理」（塩野谷 1997, 426 頁）であった。

ところで、この考察で取り上げるロールズの理論について、山森亮は次のように述べている。

「ロールズには乗り越えなければならない規範理論があった。それは、どのような再分配も自由主義とは両立しないというハイエク（Friedrich August von Hayek）の規範理論である。つまりハイエクによれば、正義の特定のパターンを追求することは、第一に、ある一連の価値を特権化することであり、それは自由な社会と両立しない。そして第二に、それは恣意的な自由裁量の権力を増大させるというのである（plat [1991] PP80～97）。

ハイエクは、積極的な再分配を行うケインズ＝ベヴァリッジ型の福祉国家を拒否する。

ロールズは、善の構想や目的に関わることなく、手続き的な諸規則にのみ関わるとする中立性の前提をハイエクと共有しながら、なおかつ分配を正当化しようとしたのである。ロールズ以降の自由主義の論者も、この中立性を共有している。しかしまさにこの中立性の立場こそが、まずは共同体主義の論者から、そして次節で見られるように承認の規範理論の論者から批判されるのである。

ロールズの議論を『正義論』に即して簡単に振り返っておくと、社会契約説にのっとって、原初状態における「無知のヴェール」の下で有名な正義の二原理が導出される。

その内容は、「第1原理：各人は、基本的自由に対する平等の権利をもつべきである。その基本的自由は、他の人々の同様な自由と両立しうる限りにおいて、最大限広範囲にわたる自由でなければならない。

第2原理：社会的・経済的不平等は、次の二条件を満たすものでなければならない。

- (1) それらの不平等が最も不遇な立場にある人の期待便益を最大化すること。
- (2) 公正な機会の均等という条件のもとで、すべての人に開かれている職務や地位に付随するものでしかないこと。」（山森, 1988, 4 頁）

国家福祉論の研究は、1980年代後半から海外では福祉国家の国際比較研究もしくは比較福祉国家論の研究が著しく進展し、わが国でも1990年代に入ってそうした影響のもと多くの研究が現れることになった。

阪神淡路大震災とこれを契機に浮き彫りになった貧困の問題を起点として、これらの福祉国家論の研究に影響を与えた1人であるロールズを取り上げ、ロールズの理論を理解するために重要である用語を整理し、そのうえで福祉国家の在り方について私論を展開したいと考える。

第2章 J. ロールズ 正義論

1. 無知のヴェール

ロールズの正義論を考えるにあたって、まず重要なのは、「無知のヴェール (veil of ignorance)」、「原初状態 (original position)」という概念である。

ロールズは人間を「無知のヴェール」に被われた存在と想定している。「無知のヴェール」とは、これが掛っていることで自らが社会の中でどのような位置にいるのか、階級、社会的身分など、自分自身に関わる知識を知らない。情報がヴェールで遮断されているのである。そのことによって人々は、「無知のヴェール」により制約された合理的な選択をする。その選択には、自らのことがわからない故に自分と他者を比較することができず、自分に有利になるよう私利私欲が働くような余地はない（互いの利益に関心を持たない）。そのことで、その選択によって誰かが有利になったり不利になったりするようなことも起こらない。ここでいう無知とは、知識や学問がないなどという意味での知力がないという意味ではなく、他と自分を比較するための情報を持っていないために「無知」であるという意味で用いられている。無知であることにおいて人々は平等であり、平等な立場で社会的制度を選択するであろうというものである。このように「無知のヴェール」のもとで平等な人々が公正な条件の下で合理的な判断を下すということが「公正としての正義」の概念である。

人々は、自らの利益をどうしても図ろうとする。こうなりたい、こうしたいと考える。しかし、比較する相手を知らなければそれは不可能なことである。自分が幸福になるには自分を知っている必要がある。このような自らの利益を追求する自由を人々はもっている。

しかし、社会の中での個人の利益の追求は、その権利のせめぎあいであり、個人の権利と自由というところで、必然的に対立してしまい矛盾や社会的ジレンマが生じてしまうことは安易に想像することができよう。

このようなことから、社会の中で互いが共存していくための「正」の原理が必要となってくる。ここで、「無知のヴェール」に被われていない状態で、個々の特性（能力、地位、欲求など）から出発してしまうと、どうしても自分に有利な正義観になってしまうだろう。これを回避するため、個々人の持つ特性や特徴を一度取り払わなければならない。その状態を仮定するためにロールズが正義の原理の中で用いたのが、「無知のヴェール」なのである。「無知のヴェールは、原理の公平性を維持するための思考装置」（宮内, 2009, 160頁）とすることができる。

そして、この「無知のヴェール」に被われた状態を「原初状態」といい、この下で正義の観念が見出される。これが次に述べる正義の二原理である。

2. 正義の原理

(1) 正義の二原理

正義の二原理について、ロールズはこのように示している。

「第1原理：各人は、基本的自由に対する平等の権利をもつべきである。その基本的自由は、他の人々の同様な自由と両立しうる限りにおいて、最大限広範囲にわたる自由でなければならない。

第2原理：社会的・経済的不平等は、次の二条件を満たすものでなければならない。

(1) それらの不平等が最も不遇な立場にある人の期待便益を最大化すること。

(2) 公正な機会の均等という条件のもとで、すべての人に開かれている職務や地位に付随するものでしかないこと。」（山森，1988, 4頁）

第1原理は、「平等な基本的自由の原理」と呼ばれ、第二原理は(1)「格差原理」(2)「公正な機会均等の原理」と呼ばれる。

「平等な基本的自由の原理」は、思想・良心の自由や、人身の自由、政治参加の自由等、誰もが平等にもつ基本的人権（権利）を保障するということを指す。

「公正な機会均等の原理」は、法的に平等な機会の均等が保障されるというような形式的なものではなく、「同じ能力と意志をもつ人々は、所得・資産や学閥や階級的出自といった社会的条件の相違にもかかわらず、確率的に同じような社会的・経済的成果を獲得できる見込みが保障されている」（塩野谷 2004, 421頁）というものである。注意したいのは、この原理には能力主義や実力主義的な性格も持つことである。また、見逃してはならないのは、生まれつき恵まれた者は、「最も不遇な立場にある人」に利益がもたらされるという条件下においてのみ、自らの利益を追求することが許されるとされている点である。

「格差原理」は、格差をどのように是正するか定めたもので、本人の意思によらない、もって生まれた才能や能力などの自然的偶然の影響を排除しないというものである。前述の第一原理の言葉を用いるなら、「最も不遇な立場にある人」に対して、生まれもった能力や才能（ハンディキャップ、疾病、障害等を抱ええた人々）によって社会的・経済的成果の分配が決定されるべきでないというものである。

また、この原理は「公正な機会均等の原理」がもたらす実力主義・能力主義への対応策であるともいえる。この「格差原理」という考え方に基づき「社会的^{*}基本財」の分配がなされることになる。「格差原理」によって示された「社会的^{*}基本財の平等」がロールズの正義論において、社会保障制度の根拠となるのである。

(2) 優先順位

正義の二原理について、ロールズは優先順位を設定している。まず、第二原理に対しては、第一原理が優先するとしているとしている。これは、第一原理の「平等な基本的自由の原理」は、その内容が基本的人権であることから推察できるよう

に、権利としてだれもが有する自由が対立したりするような場合以外にその自由がおろそかにされることはないということを指しているといえる。また、他者の自由と両立しうる範囲において個々の自由が守られる、ということもできる。

また、「公正な機会均等の原理」は、「格差原理」よりも優先されると主張される。このとき、「格差原理」が優先順位として最後となるのは、「格差原理」がおろそかにされるという意味ではなく、第一原理および第二原理の(2)「公正な機会均等の原理」が前提になって初めて格差原理が許容されるためである。しかしこれは、見方を変えると「最も不遇な立場にある人」のために、恵まれた人々の「公正な機会均等」が犠牲なることはあってはならないという意味も含んでいる。

(3)マキシミン・ルール

では、「無知のヴェール」の下で「原初状態」の人々が「正義の二原理」を選択するとロールズが主張する根拠とは何か。その根拠となるのが「マキシミン・ルール」(マキシミン原則)という原理である。

「マキシミン・ルール」とは、不確実な状況下において、考える限りの最悪の事態を予想しつつ、これに対処する上で最善とされる選択肢を選択するというもので、「原初状態」の人々は、この原理を身につけていることになっている。

「無知のヴェール」に被われているがゆえに、自分の地位や能力を知らない「原初状態」の人々は、他者と自分を比較して、自分に有利に物事を考えることができない。その余地がない。そのため、人々は自らの利益とは関係のない合理的な選択をするだろう。上記の言葉を借りるなら「最善とされる選択肢を選択する」であろうというものである。

つまり、自分の状態を知らない「原初状態」人々は、「マキシミン・ルール」によって自らが最も不遇な状態に陥ることを予想し、一番よい解決策を選択するのである。これがロールズが「原初状態」の人々が正義の二原理を選択すると主張する根拠であるといえる。

「原初状態」という状態、状況は仮定ではあるものの、ロールズが「原初状態」の人々が「正義の二原理」を選択すると考える理由はこのようなところにある。

第3章 正義とは何か

正義とはなんだろうか。これについてロールズは、「公正としての正義」^{※2}という基準を導いている。「公正としての正義」は、前述の「無知のヴェール」がかけられることでなされる。このような観点からロールズは正義論を導出した。

しかし、「これを逆に言えば、『無知のヴェール』で被わなければ『公正としての正義』に到達できないことを意味している。つまり、それほどまでに現実の人間は功利的存在である、ということでもある」。(松田 2001, 248 頁) このことからロールズの間を垣間見ることができよう。ロールズの間を垣間見る人間は「合理的」で「利己的」なのである。これは、「無知のヴェール」に被われた「原初状態」の人々は、自分自身以外のものについての情報がないために、自分にしか関心がないという意味での「合理的」「利己的」存在であり、「無知のヴェール」がない状態

では、自らの利益を追求しようとするという意味で、自分にとって「合理的」「利己的」に物事を選択するという意味である。

いずれにせよ、どちらの場合においてもロールズが考える人間は、利己的な、功利主義的人間として捉えられているということがわかる。

一方、ロールズの理論を理解するための「平等に関する主張」は、主に「正義の二原理」における「格差原理」から捉えることができる。「格差原理」、「正義の二原理」の説明からも推察できるように、「格差原理」は第二原理の「公正な機会均等の原理」の能力主義的、実力主義的性質に対応している。

しかし、優先順位にもあったように、「格差原理」は第一原理、第二原理の「公正な機会均等の原理」、「格差原理」という優先順位となっているように、優先順位としては最後に設定されている。ここで重要なのは、互いの自由が両立する限りにおいて、「格差原理」は「公正な機会均等の原理」に対応しているということである。

このことを踏まえると、恵まれた人々は「格差原理」に基づいて一定の負担を負うが、そのとき、彼らの自由がおろそかにされることはないということを示す。これは、一定の不平等を認めるということを示しているともいえる。負担を負うということから推察できるように、ロールズの正義の原理は保険の理論であることが分かる。更に注意を要するのは、負担を負うというのは、必ずしも恵まれたものが、不遇な者に対して一方的に負担を負うというものではなく、正義の原理がもつ能力主義的な性質からもわかるように、不遇な者、恵まれた者の両者が能力に見合った負担をおうというものである。それぞれが能力にみあった負担を負うということは、後に述べる「社会的協働」につながっていく。また、このことから、ロールズが考える平等というのは、無条件で皆が同じ水準で分配を受けることができるというような、完全平等の考え方ではなく、能力にみあった負担を負い、ある程度能力に見合った分配がなされるということが平等であると捉えているといえる。

つまり、ロールズによる正義とは、「社会制度の第一の徳目であって、これは真理が思想体系の第一の徳目であるのと同様である」と述べている。「社会制度の第一の徳目」という表現が用いられていることから、個人単位で正義を考えるのではなく、社会全体に関わるものとして捉えていることがわかる。

正義の二原理の優先順位でも示したように、「正義の二原理」で、第一原理である誰もが有する基本的自由をまず優先し、次に、能力主義的な第二原理の「公正な機会均等の原理」を優先する。そして能力主義的な「公正な機会均等の原理」から生ずる弊害を取り払うため、あるいは緩和するために「格差原理」というものを設け、「最も不遇な立場にある人」への対応が提示された。重要なのは「異なる基準を満たす者は、異なる扱いを受ける」（スピッカー 2004, 144 頁）という意味が含まれることである。

これをみると非常にシビアな原理に思えるが、「無知のヴェール」の下で平等な人々は、他者を知らない。それ故に自分を知らない。そのことで、「原初状態」の人々は合理的な選択をする。これによって正義を実現することができる、というのがロールズの主張である。

正義の二原理に基づき、基本的自由を保証したうえで、「公正な機会均等の原理」により能力に応じた利益がもたらされるのである。

しかし、資本主義社会ゆえに起こりうる危機や本人の意思によらないリスクを負った者に対しては格差原理を根拠とした社会保障を展開する。このとき、よりよい人々が自らにとって有利なものをより多く手にいれようとするのは、そうすることがより不遇な人々の利益のためにもなるように機能する制度の下においてのみである。社会保障によって不遇な人々に分配されたもの（基本財）は、将来社会へ返還されるべき収益への投資「正義の「正義の貯蓄」^{*3}として正当化されるのである。これが「適正な分配」であるといえる。しかし、この場合もやはり、「異なる基準を満たす者は、異なる扱いを受ける」（スピッカー 2004, 144 頁）ことを看過してはならない。

このことから「万人の自由の保障を第一義とする一方で、効率性や利益極大化を指向する経済成長至上主義をしりぞけ、不遇な人々、底辺の人々の機会均等ならびに福祉にも配慮をはらった、『正義に適った協働制度』に基づく社会の実現を、さらに言えば、各人の自由を保障し、能力主義実力主義の効力を活用した、格差原理に基づく福祉社会の実現を指向すること」（松田 2001, 248 頁）、これが「正義論」の要であり、「無知のヴェール」の下で平等な人々が、正義の二原理に基づいて「適正な分配」を享受できること、またそのことによって相互に社会なかで協働可能な仕組み、「社会的協働」（互惠）これを実現することが、ロールズの言う「社会制度の第一の徳目」の達成であり、彼の正義論における正義といえるのではないだろうか。

おわりに

経済大国日本において、阪神淡路大震災後、大変な被害とともに浮き上がってきた事実。これを起点とし福祉国家とそれを支える理論の一つとして、J. ロールズの「正義論」の概要をまとめてみた。

ロールズは「正義の二原理」において、「無知のヴェール」やこれによりもたらされる「原初状態」等という概念をもって「正義の二原理」を導出し、「適正な分配」と、それによる社会的協働を目指した。社会的な基本財の平等を指向して分配を正当化した。

ロールズのいうところの正義とは、「無知のヴェール」の下、「原初状態」の人々により「正義の二原理」が選択される。「正義の二原理」により「適正な分配」がなされる。正義の二原理において重要なのは、第二原理（1）公正な機会均等の原理における機会均等とは、「最も不遇な立場にある人」のために、恵まれた人々の「公正な機会均等」が犠牲になることはあってはならないとしている点にある。また、「異なる基準を満たす者は、異なる扱いを受ける」というところで、ロールズの考える平等とは、どのような者も皆が均等で同じ分配を受けるというものではなく、いかなればある程度能力に見合った分配を受けるところこそが平等であり、これこそが「適正な分配」であるとしている。このことにより、社会的協働のシステムが実現するのである。このことがロールズのいう「正義」であろう。不遇な人々の生活

を保障しつつも、基本的には能力に見合った分配がなされること、これにより社会的協働が実現されることがロールズのいう「正義」なのである。

では、このような「正義」が日本における制度や政策の上で実践されているのであろうか。ロールズは「正義論」において、一定の不平等は認めているが、我が国において格差原理が担う社会保障制度は十分に整備されているといえるのか。

この疑問への答えは、震災後に浮き彫りにされた仮設住宅の住人とその最期にみることでできよう。仮設住宅の住人の多くが貧困地域出身者であり、彼らは家賃の安い都市計画的開発から取り残された旧市街に集中した。仮設住宅の住人にはこのような背景があった。

正義の二原理に基づいて考えるならば、恵まれた者も不遇な者も、個々に見合った分配を受ける。格差原理により皆が自らの自由を脅かされない限りにおいて一定の負担を負うことにより貧しい者も救われる。ロールズの「正義論」に基づいた政策、制度が実践されていれば、一定の不平等は生じるが、彼らの死は予防可能だったのではないか。

グローバリズムの流れの中で福祉国家を維持する方策であったサッチャー政権に代表される新自由主義も終焉を迎え、その在り方が問われている現在、新たな福祉国家の在り方としてロールズの正義論に基づく政策が新たな福祉国家の可能性を開くのかもしれない。

引用文献

- ・塩野谷祐一・藤田至孝 編 (1997) 『企業内福祉と社会保障』東京大学出版会
- ・山森亮 (1998) 「福祉国家の規範理論に向けてー再分配と承認」『大原社会問題研究所雑誌』 pp. 1-17
- ・宮内寿子 (2009) 「ロールズ『正義論』における優先順位」『筑波大学紀要第4集』 pp. 159 - 171
- ・松田賀孝 (2001) 『民主主義とマルクス主義ー共和制国家から協同社会へー』お茶の水書房
- ・塩野谷祐一・鈴木興太郎・後藤玲子 編 (2004) 『福祉の公共哲学』東京大学出版会
- ・P. スピッカー (2004) 『福祉国家の一般理論』阿部実・坪洋一・金子充訳 勁草書房
- ・額田勲 (1999) 『孤独死ー被災地神戸で考える人間の復興ー』岩波書店
- ・ジョン・ロールズ (1979) 『公正としての正義』田中成明訳 木鐸社
- ・土場学 (2006) 『数理社会学シリーズ4 正義と論理 公共的価値の規範的社会理論』勁草書房
- ・盛山和夫 (2002) 「リベラリズムは福祉国家の基盤たりうるかー後期ロールズ理論をめぐってー」『季刊社会保障研究』(38)2 pp. 138-145
- ・川本隆史 (2005) 『現代思想の冒険者たち Select ロールズー正義の原理』講談社
- ・白鳥令・R. ローズ 編著 (1990) 『世界の福祉国家〔課題と将来〕』木島賢・川口洋子訳 新評論
- ・アマルティア・セン・後藤玲子 (2008) 『福祉と正義』東京大学出版会
- ・武川正吾 (1999) 『社会政策のなかの福祉国家』東京大学出版会
- ・武川正吾 (2007) 『連帯と承認』東京大学出版会
- ・岡本英男 (2007) 『福祉国家の可能性』東京大学出版会
- ・宮本太郎 (2002) 「福祉国家再編の規範的対立軸ーワークフェアとベーシックインカムー」『季刊社会保障研究』38 (2) pp. 129-137